

はじめに

# 【高等学校における特別支援教育】

## 高校でも特別支援教育の推進が必要です

どの高校にもいる、「学習面や対人関係等で困っている生徒」の中には、特別な教育的ニーズのある生徒がいます。このような生徒は、適切な指導により充実した高校生活を送ることができますが、適切でない指導や困難さへの理解不足から学校を離れてしまうケースがあります。

特別な教育的ニーズのある生徒が在籍する全ての学校において、特別支援教育が実施されなければなりません。

平成19年4月1日に施行された、「学校教育法等の一部を改正する法律」には、以下の趣旨が記載されています。

### 1 特殊教育から特別支援教育への転換

障害の程度に応じ特別の場で指導を行う『特殊教育』から、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換です。

### 2 特別支援教育の実施

これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかった発達障害も含めて障害のある生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うこととしています。

## 教師個人による支援から組織による支援へ

これからは特別な教育的ニーズのある生徒が、どの学級にもいることを前提に学校経営、学級経営を行う必要があります。

これまでのように、生徒の日常の指導の大部分が担任にゆだねられている場合、生徒の状況によっては、かなりの負担を担任が一人で背負うことになってしまいます。また、担任が気づかなければ、支援を必要としている生徒が見逃されていることもあるかもしれません。このような状況を改善するために、学校全体で、組織として対応することが必要となります。つまり、校内支援体制の整備が重要になってきています。

特別支援教育シリーズ第3集では、高校に焦点を絞り、生徒を支援していくための、校内支援体制の例や支援の実践事例についてまとめ、手引書として活用できるようにしました。

ここに載せた実践事例は、特に、一人一人の生徒に向き合う先生方の思いの上に成り立った支援であることを心に留めていただきたいと思います。

各学校におきましては、本手引を今後の取組の参考にしていただくことによって、特別な教育的ニーズのある生徒への適切な支援を進めていただくとともに、本手引が、「すべての生徒が生き生きと生活できる学校づくり」に生かされることを願っております。

平成21年1月

長野県教育委員会